

かわへ

議会だより



平成28年5月12日

第147号



春の愛宕山（米田富士）

春光を浴び凜としてそびえる愛宕山。
四季折々の姿を変えながら多くの歴史を
見てきました。

桜も満開となり、私たちの目を楽しま
せてくれました。

目次

- ・ 議会のしくみ……………2
- ・ 第1回定例会……………3
- ・ 第1回臨時会……………3
- ・ 議案ピックアップ……………4
- ・ 委員会審査……………5
- ・ 審議結果一覧……………7
- ・ 一般質問……………9
- ・ 議会日誌……………16
- ・ 編集後記……………16

議会のしくみ

【町議会って何？】

豊かな自然に囲まれたこの町に住み続けたいと思うようにしていくためには、町民全員が集まり話し合うことが理想的です。

しかし町民全員で集まって話し合うことはできませんので、町民の皆さんの中から代表者を選び、その代表者が話し合い、まちづくりを進めていくことを決めるのが議会です。

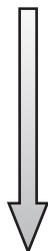
【定例会と臨時会】

町議会には、定期的に開かれる「定例会」と必要がある場合に開かれる「臨時会」があります。定例会は、年4回（3月・6月・9月・12月）開催します。

【定例会の流れ】

議事は、定例会により異なりますが、おおむね次のように進められます。

本
会
議



- | | |
|--------|----------------------------|
| 開 会 | 議長が開会を宣告します。 |
| 議案の上程 | 開会日に上程され、会議の議題となります。 |
| 提案理由説明 | 提出者（町長・議員）が、議案の趣旨を説明します。 |
| 質 疑 | 議員が議案に対して疑問点を質問し、提案者が答えます。 |
| 委員会付託 | 議案を詳細に審査するため、委員会に付託します。 |

委
員
会



- | | |
|-----|--|
| 説 明 | 付託された議案などについて審査し、委員会の可否を決めます。
委員会は、委員会室で開催されます。 |
| 質 疑 | |
| 討 論 | |
| 採 決 | |



本
会
議



- | | |
|---------|----------------------------------|
| 一 般 質 問 | 議員が議案とは別に町政全般について、質問し町長などが答えます。 |
| 委員会報告 | 委員会での審査経過や結果を報告します。 |
| 討 論 | 議案について、賛成や反対の意見を述べます。 |
| 採 決 | 議案について、賛成・反対の採決を行い、町議会の意志を決定します。 |
| 閉 会 | 議長が閉会を宣告します。 |

第一回定例会

新年度当初予算を可決

子ども・子育て、児童福祉、防災・災害対策を重点に

平成28年第1回定例会が、3月8日から18日の会期で開催されました。平成28年度各会計の当初予算（総額76億7374万円）のほか、10件の条例案件を含む全26案件を審議しました。いずれも原案のとおり可決しました。

28年度 会計別当初予算額

会 計	予 算 額	前 年 度 対 比	
一 般 会 計	43 億8,100万円	2億円増	
特 別 会 計	国民健康保険事業	12 億2,577 万円	1,715万7千円減
	下 水 道 事 業	5億2,019万6千円	5,819万4千円減
	農業集落排水事業	3千178万2千円	274万6千円減
	介 護 保 険	9億8,634万8千円	5,983万7千円増
	後期高齢者医療	1億2,777万2千円	287万8千円増
水 道 事 業	4億86万3千円	1億2,279万4千円増	

【新年度各会計予算】

新年度当初予算は、議会初日に「子ども・子育て」「児童福祉」と「防災・災害対策」を重要施策とする施政方針とともに町長から提案され、その他の議案と合わせて総務委員会に付託し審査されました。

総務委員会では付託された24件の議案について、3月8日から審査を開始し、約225件の質疑応答を行いました。

4日間にわたって審査し、採決の結果全ての議案について、原案のとおり可決すべきものと決定し、議会最終日に委員会の報告のとおり、全会一致で可決されました。

また新年度一般会計の当初予算についての附帯決議が可決されました。（詳細は5ページ）

第一回臨時議会

人事院勧告を受けて給与等を改正

2月9日に臨時議会が開かれました。

専決した税条例等の一部を改正する条例と、平成27年度一般会計補正予算2件を承認したほか、人事院勧告を受けて職員の給与、議会議員・町長等の期末手当の改定、一般会計ほか3件の特別会計補正予算が可決されました。

川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

平成27年人事院勧告に従い関係条例の一部改正を行いました。

- ①川辺町職員の給与に関する条例
- ②川辺町議会議員の議員報酬及び期末手当に関する条例
- ③川辺町長等の給与に関する条例

以上の3条例について、公務員給与が民間給与を下回っていることが明らかになったため、初任給を中心に若年層に限定した俸給表の改定を行いました。また民間とのボーナス支給割合の比較により、期末手当・勤勉手当について引き上げを行いました。

予 算 の 補 正

人事院勧告に従って給与等の改定が行われたため、一般会計・下水道事業特別会計・介護保険特別会計・水道事業会計の補正を行いました。

また一般会計では、ふるさと納税者の著しい増加に伴う謝礼品費用などの補正を行いました。

議案ピックアップ

人事案件

【人権擁護委員候補者の推薦】

委員の任期満了により、引き続き現在の委員である比久見在住の小縣玲子さんを全会一致で推薦しました。



【人権擁護委員】

地域の皆さんから人権相談を受けたり、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害被害者の救済・人権についての啓発活動を行っている民間のボランティアです。法務大臣が委嘱した委員です。

新たな条例

【川辺町行政不服審査会条例】

行政不服審査法に基づく、審査請求に対する町長の最終的な裁決の適否を審査・答申するための審査会で、その設置に関して必要な事項を定めました。

【川辺町小学校将来構想策定委員会条例】

川辺町立小学校の適正配置及び適正規模に関してその在り方を検討し、望ましい学校教育環境の整備についての調査及び検討を行う委員会で、教育委員会に提言を行うものです。その設置に関して必要な事項を定めました。

【川辺町教育支援委員会条例】

障がい又は発達に課題のある児童、生徒及び幼児の就学及び教育的支援について、調査・検討するための委員会で、教育委員会に答申を行うものです。その設置に関し必要な事項を定めました。



【行政不服審査制度】

行政庁の不当な処分等に関し、国民が簡易迅速かつ公平な手続きにより、不服申し立てができ、国民の権利利益の救済を図り、行政の適正な運営を確保することを目的とした制度

条例の一部改正

【川辺町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例】

【川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例】

厚生年金保険法の改正に伴い、労災年金が併給となる場合の調整率が変更となったため、それぞれ所要の改正を行いました。

各会計補正予算

一般会計ほか特別会計において、平成27年度の決算見込みを基に予算の補正が行われました。

【一般会計補正予算（第8号）の主な内容】

◆繰越明許費の補正

- ・ 庁内LAN管理経費（4,862万2千円）
- ・ アスリートと地域住民との交流活性化健康増進事業（6,304万円）

（歳出）

- ・ 財政調整基金積立金（1億823万7千円）
- ・ 防災備蓄倉庫整備事業（▲400万円）
- ・ 介護保険特別会計繰出金（▲574万3千円）
- ・ 障がい者総合支援等事業（399万7千円）
- ・ 福祉医療助成事業（604万4千円）
- ・ 小学校施設設備整備改修事業（▲1,959万2千円）など

これらの補正の財源として

（歳入）

- ・ 普通交付税（6,808万円）
- ・ 地方消費税交付金（1,230万円）
- ・ 財政調整基金繰入金（▲5,958万6千円）
- ・ 繰越金（9,169万6千円）など



【その他特別会計補正状況】

会計名	補正額
国民健康保険事業	747万6千円増額
水道事業（支出）	224万円減額
下水道事業	471万1千円減額
介護保険	3,347万8千円減額
農業集落排水事業	40万4千円減額



【繰越明許費】

歳出予算のうち、年度内に支出が終わらないと見込まれるものを翌年度に支出できるようにする制度

委員会審査

3月定例会初日に提案された26件の議案のうち24件は総務委員会に付託され、3月8日からの日程で審査が行われました。条例案件・予算案件・その他案件について延べ225件余りの質疑応答を経て、討論および採決の結果、提案された全ての議案について全会一致で可決すべきものと決定しました。

委員会での質疑応答の主なものは次のとおりです。

委員会での主な質疑応答

【平成28年度一般会計
予算について】

Q 空き家バンク事業を実施する予定となっているが、空き地に対する事業を実施する考えはないか。

A 川辺町の空き地はほとんど農地と思われるため、土地と家をセットで進めたい。将来的にニーズがあれば、空き地バンクなどの事業も手段と考えています。

Q 可茂消防事務組合負担金が、昨年度より増額となった要因は。

A 可茂消防事務組合では、5年間の消防建設整備計画を策定しています。その計画の中に御嵩分署の建て替えや、消防車両の更新などの事業が予定されており、その影響で増額となっています。

Q 防犯カメラを設置する予定となっているが、設置はどのような方法で設置するのか。

A 防犯カメラの設置は、警備会社との連携ではなく、町単独で設置する予定です。

Q 土地に係る固定資産税が減少しているが、減少した要因は。

A 地価の下落が要因です。通常、土地の価格は基準年度ごとに評価替えを行い一定です。地価の下落が認められる場合は、基準年度以外の年度であってもその価格が修正できる「下落修正措置」を採用しており、土地に係る固定資産税が減収となったものです。

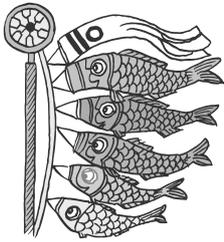
Q 老人福祉施設入所措置事業に約500万円ほど計上している。その内訳を伺いたい。

A この事業は、経済・環境的に脆弱な方が、入所判定委員会の決定を経て入所する施設の入所措置費を支払う事業です。

入所者は、生活保護受給者がほとんどであり、利用者負担金も発生しないため、全額を公費負担しています。

Q 米田富士登山道整備事業の新規事業が計上されている。この事業の詳細内容を伺いたい。

A 加茂神社から頂上までの間の赤道を整備します。内容は、137段の階段・案内看板・休憩ベンチの設置、古損木の伐採、登山用パンフレットの作成のほか、木工教室の開催などです。



現在の米田富士登山道

Q 農地中間管理事業の具体的な内容を伺いたい。

A 国において、平成26年度から始まった制度です。農地の出し手と農地の受け手の間を取り持つ「農地バンク事業」で、岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構となり、業務の一部を川辺町が受託しています。

経営転換協力金は、農業を廃業し全自作地又は一つの経営部門の全自作地を機構に預け、受け手がその農地を借受けた場合に出し手に交付されません。

耕作者集積協力金は、農地の一部を機構に預け、受け手がその農地を借受けた場合に出し手に交付されません。

Q 可茂衛生施設利用組合では、新たな火葬場の整備が進められているが、今後、当町が負担する必要額は、

現時点での総事業費は、建設費約47億円、維持管理費（15年間）約26億円、その他の経費約3億円で合計約76億円となります。平成31〜45年度まで負担しますので、単年度当たり約5億円となります。

A 費は、建設費約47億円、維持管理費（15年間）約26億円、その他の経費約3億円で合計約76億円となります。平成31〜45年度まで負担しますので、単年度当たり約5億円となります。

これを仮に現在の葬祭場管理費の率で按分して、各市町村の負担額を算出すると当町負担額は、現時点の概算で毎年度約2千800万円となります。

Q 地積調査事業の財源内訳のうち、一般財源の負担割合が多い。その要因を伺いたい。また県補助金と国庫補助金ではないのか。

地積調査事業の財源は、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1です。しかし委託料に補助対象外経費があるため、一般財源が多くなっています。また補助金については、国の補助部分は県に加えて、県から交付されるため、予算上は県補助金で計上しています。

A 地積調査事業の財源は、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1です。

しかし委託料に補助対象外経費があるため、一般財源が多くなっています。また補助金については、国の補助部分は県に加えて、県から交付されるため、予算上は県補助金で計上しています。

Q 山川橋の路面にグリーンベルトが設置されている。この舗装上を自転車が行き交うと通行できるのか、舗装上は何が通行できるのか伺いたい。

自転車は左側通行であり、舗装上を歩行者と同様に右側通行することはできない。自転車は左側通行であるということを経験する方面から周知徹底する必要があります。

A 自転車は左側通行であり、舗装上を歩行者と同様に右側通行することはできない。自転車は左側通行であるということを経験する方面から周知徹底する必要があります。

自転車は左側通行であり、舗装上を歩行者と同様に右側通行することはできない。自転車は左側通行であるということを経験する方面から周知徹底する必要があります。

Q 放課後児童クラブの待機児童数の状況を伺いたい。

A 東児童クラブの待機児童はありませぬ。西児童クラブにおいては、65名の申し込みがあり、22名が待機児童となっています。

Q 学校給食センターの民間委託検討委員会経費が計上されているが、この委員会に検討する概要等を伺いたい。

これまで、学校給食運営委員会などで協議され民営化の方向で進んでいます。平成28年度に給食センター民営化検討委員会を正式に立ち上げ、民営化する具体的な業務も含めて進める予定です。

A これまで、学校給食運営委員会などで協議され民営化の方向で進んでいます。平成28年度に給食センター民営化検討委員会を正式に立ち上げ、民営化する具体的な業務も含めて進める予定です。

これまで、学校給食運営委員会などで協議され民営化の方向で進んでいます。平成28年度に給食センター民営化検討委員会を正式に立ち上げ、民営化する具体的な業務も含めて進める予定です。

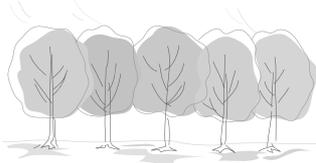
【川辺町小学校将来構想策定委員会条例について】

Q 策定委員会の委員の制定に学識経験者となるが、誰を想定しているのか。

A 学識経験者については、長期にわたる教育分野に携わった方又は、大学の先生を考えています。

Q 委員に選任する方は、いつも同じような方が選任されるように感じられるため、多様な方々を人選できないか。

A 策定委員会の委員には、多様な方々から人選するよう十分考えて行きます。



西児童クラブ

こんなことが決まりました

平成28年3月定例会審議結果

件名	採決状況 (賛成：反対)	結果
人権擁護委員の候補者の推薦について	賛成8：反対0	適任と答申
中濃地域農業共済事務組合同規約の一部改正に関する協議について	賛成8：反対0	可決
町道路線の認定	賛成8：反対0	可決
川辺町行政不服審査会条例の制定	賛成8：反対0	可決
行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定	賛成8：反対0	可決
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定	賛成8：反対0	可決
川辺町小学校将来構想策定委員会条例の制定	賛成8：反対0	可決
川辺町教育支援委員会条例の制定	賛成8：反対0	可決
地方公務員法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定	賛成8：反対0	可決
川辺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	賛成8：反対0	可決
川辺町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	賛成8：反対0	可決
川辺町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	賛成8：反対0	可決
川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	賛成8：反対0	可決
平成27年度川辺町一般会計補正予算（第8号）	賛成8：反対0	可決
平成27年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	賛成8：反対0	可決
平成27年度川辺町下水道事業特別会計補正予算（第5号）	賛成8：反対0	可決
平成27年度川辺町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	賛成8：反対0	可決
平成27年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第5号）	賛成8：反対0	可決
平成27年度川辺町水道事業会計補正予算（第4号）	賛成8：反対0	可決
平成28年度川辺町一般会計予算	賛成8：反対0	可決
平成28年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算	賛成8：反対0	可決

件名	採決状況 (賛成：反対)	結果
平成28年度川辺町下水道事業特別会計予算	賛成8：反対0	可決
平成28年度川辺町農業集落排水事業特別会計予算	賛成8：反対0	可決
平成28年度川辺町介護保険特別会計予算	賛成8：反対0	可決
平成28年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算	賛成8：反対0	可決
平成28年度川辺町水道事業会計予算	賛成8：反対0	可決
議案第11号川辺町小学校将来構想策定委員会条例に関する附帯決議	賛成8：反対0	可決
議案第24号平成28年度川辺町一般会計予算に関する附帯決議	賛成8：反対0	可決

議案第24号平成28年度川辺町一般会計予算に関する附帯決議

平成28年度川辺町一般会計予算については、次の事項に留意することを強く求める。

① 町長の提案説明の中で、厳しい財政状況についての言及はあったものの、平成28年度予算における財政健全化のための具体的な方針が感じられない。改めて行財政改革を遂行し、行動・実践による財政の健全化に取り組まれたい。

前進されたい。

③ 経費全般に亘って行政評価を行い、執行段階で政策効果の乏しいものについては、予算の有無に関わらずその執行を凍結するなど重点化・効率化に取り組まれない。

② 第5次行政改革大綱が平成24年度から5年度で推進され、平成28年度には最終年度を迎え、その成果の取りまとめと並行して第6次の行政改革の策定に取り組んで行かなければならない。こうした状況を踏まえ、第5次行政改革の成果を議会に早急に報告し、第6次行政改革への道筋をつけて行きたい。

⑤ 過去の地方債の借入で、現状の借入利率と比較すると相当な高い借入のものが散見されるので、国・県等に対して制度の見直しを要望し、借換えや繰上げ償還などにより、積極的に財政負担の軽減に努められたい。

④ 第5次行政改革の重点項目の中に、補助金・負担金・扶助費等について、その必要性を常に検証し、効果的な執行に努めるとしている。平成28年度予算の社会福祉協議会補助事業では、団体運営の補助金を交付するとしているが、当該団体は設立以降相当の年数が経過し、自立の時期にあると思料される。こうした状況を踏まえ、経営状況などをつぶさに精査され、財政改革に照らして補助金の妥当性を検証し、適正に予算を執行されたい。

財源を確保しながら無料化枠の拡大に努められたい。

⑧ 放課後児童クラブ事業について、執行部から定員超過による入所困難児童がある旨の説明があつたが、定員の見直しを含め、希望者全員が入所できるように万全の措置を講ぜられたい。

川辺町議会
以上決議する。



【附帯決議】
議会又は委員会における審議の対象である事件の議決に当たって、その事件について付随的に付けられる意見又は要望の決議のことをいう。

附帯決議は、議会の希望として、長等にこれを尊重する政治的・道義的な責務を負わせるにとどまり、法的な拘束力を有しない。

一般質問

6人の議員が質問・9人が傍聴

声 三兼議員

問 ミニ団地化について

計画的なインフラ

整備を

①ミニ工業団地・ミニ住宅団地を造成し、雇用確保と人口減少傾向への歯止めを行っていく必要があると思いますが、どのように考えているのか。
②人口減少を喰い止めるためには、人口流入と定着率を高めなければなりません。そのためには、計画的なインフラ整備を進めていく必要があると思います。どのように住宅地化を進めていくかの検討をしたら如何でしょうか。考えをお聞かせください。



答 住宅振興を指したい

【参事】

①平成20年に策定した産業立地構想を基に、上川辺の細田地区を対象として検討した団地規模は、分譲計画面積が3万5千㎡程で、試算した土地買収費や造成費、国道取り付けを始めとした周辺整備等に要する費用が高額で、売却の見通しは厳しい結果となりました。
その他、土地利用規制の問題もあるなど、住宅団地についても同様と考えます。また町の財政状況は依然厳しく、多額な財政負担を伴い、土地の塩漬けなどリスクを伴う工業団地や住宅団地の直営は、過去のご質問に対しても困難であるとお答えしています。
低未利用地解消のため、中川辺西栃井の東光寺一帯の土地で、組合施工による区画整理の動きがあ

ります。平成20年に発起人会が設立され、4.5ha程の地権者の事前同意に取り掛かれましたが、一定の同意率に達せず現在は休止されています。今後の地籍調査による実測面積の確定により事業に進展すれば宅地化が見込まれることから、今後の動向を期待しています。

中濃圏域は、東海環状自動車道や国道41号・21号などにより結ばれ、地理的に連続性を有する地域で、可児市・美濃加茂市や関市を中心に輸送用機械器具や金属製品、生産用機械器具等の製造業が集積し、製造品出荷額は県全体の約28%（H22）を占めるなど、県内有数の工業地域です。

川辺町にも、下川辺の工業地域を始め優良企業があり周辺には、美濃加茂市を始め、可児市・御嵩町・八百津町等に多くの工業団地があります。

また岐阜市や各務原市、愛知県犬山市・江南市・

小牧市等にも製造工場は数多くあります。
町内から、こうした地域にお勤めの方が多く、雇用という点だけに絞って考えれば、地の利が活かされている環境と考え、防災・安全施策や子ども子育て環境等の充実を図りつつ、取り組むべき道として住宅振興を目指します。

②提言の目的は、まさしく川辺町総合戦略の目指すところであり、各施策を確実に実施し、将来の町の姿を目指します。
また生活インフラの整備については、それぞれの計画に添いつつ、線の事業により面的効果の誘発を促すとともに、開発指導要綱により民間開発事業にも協力いただきながら実施して行きます。

宅地化のため組織を立ち上げてはとのご提言については、都市計画について、調査審議及び建議する都市計画審議会があります。

建築基準法施行前から町並みが形成されている場所の狭隘道路については、今後の建て替え時などに順次は正されるもので、建築基準法の接道要件を満たして建築された区画内の道路は、一定の幅員は確保されています。何れの場合にも、そこで生活される方々の生活環境整備のため、先々の道路整備に際し、建築協定などの締結に向けた動きには大いに支援します。

住宅振興施策については、町全域が都市計画区域内でありながら、多くの土地が農業振興地域内という二重の土地利用計画が課題であると考えます。執行部としては、平成28年度から、農業振興地域整備計画の軽微変更は、現在の年1回の受付から2回に見直し、住宅施策と農地保全との調和を図りつつ、住宅需要にスピード感を持ってあたることがとします。

問 国保会計の現状・将来見込み及び新国保制度について

〔新制度の改正内容は〕
 平成30年度から国民健康保険制度の改正により運営主体が各市町村から都道府県へ移行し、仕組みが大きく変わります。
 ① 現行の国保財政制度における財源構成・保険税の定め方、財政計画の見直しについて伺います。
 ② 運営主体が県へ移行されることに伴い、保険税が大幅に上がることが懸念されます。県との協議にあたって川辺町としてどのような方針で望まれるか伺います。
 ③ 医療費削減は保健事業が大変重要であります。平成26年に、レセプト等のデータ分析に基づき「データヘルズ計画」を策定し、実施・評価を行うこととされたが、川辺町に

おいてどのような問題・課題があるのか。どのように活用していくのか伺います。

④ 新たに「保険者努力支援制度」が創設され、医療費の適正化に努力した市町村に財政支援がされます。共通項目には「特定健診・保健指導実施率」「後発薬品の普及率の促進」などであり、提案として、医療費削減にインセンティブの働きやすい「後発薬品の使用促進のための差額通知」「健康ポイント制の導入」など積極的に取り組む必要があると考えますが、その対応をお答えください。



答 被保険者に大幅な負担がないよう協議を進めたい

〔住民課長〕

① 国保の財源は、被保険者が負担する保険税、国庫負担する国庫負担（補助）金、県の補助金、町の一般会計からの繰入金、被用者保険等の保険者が拠出する療養給付費等交付金等です。大きくくくりでは、全体の50%が公費負担で、残りは保険税など自主財源で負担します。保険税は、保険給付費のほか、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用から、国庫負担金・国庫補助金・調整交付金等の公費で賄われる部分を除いた金額を賄います。

除者均等割・世帯別平等割）で構成されています。低所得等、事情のある被保険者は、所得額に応じ、応益分を2〜7割、軽減する制度を設けています。

川辺町国保の財政見通は、医療費全体としては、被保険者の内60歳以上の方が占める割合が多いことや医療技術の高度化に伴い、被保険者1人当たりの医療費が増加しており、国保が負担する医療費全体も延びています。

一方、被保険者数は年々減少を続けており、それに伴い国保税の税収は年々減少しています。そのため、今後収支のバランスが崩れ、平成28年度以降は赤字が予想され、財源不足に陥れば、約1億6千万ある国保基金を取り崩すこととなります。

一般会計からの赤字補填は、好ましいことではなく、財政状況を見通しながら、税率改正を行うべき時期を判断すべきと考えています。

② 現在各市町村が行っている国保の財政運営は、平成30年度から、県が国保の財政運営の責任主体となります。国保の都道府県化のメリットは、安定的な財政運営や効率的な事業の確保から、今までであった市町村間での不均衡をなくすことが可能となり、事務の効率化を図ることができる点です。

デメリットは、県内の国保制度の統一化によって、今まで受けてきたサービスが同じ条件では受けられなくなる可能性があることや国保税が上がる可能性が点です。

国保税について、都道府県は市町村ごとに国保の標準保険税率を算定・公表し、市町村は都道府県の示す標準保険税率等を参考にそれぞれの市町村ごと保険税率を定め、保険税を賦課・徴収することになります。現在のところ平成30年度の保険

税の具体的な税率等は、県と市町村の間で協議中であり、詳細は未定ですが、国保の都道府県化によって、川辺町の被保険者の方々の負担が大幅に上がるのではないよう協議を進めます。

③ 近年の医療費の増加要因は、被保険者の内60歳以上の方が占める割合が多くなっていることが考えられます。現在、60歳以上の割合は約54%と、その割合は年々増加しています。

被保険者の高齢化に伴い被保険者1人当たりの医療費についても年々増加している状況です。川辺町住民の健康状態は、血液検査データによれば男性は中性脂肪・尿酸・LDL（悪玉菌）コレステロールが国・県よりも高く、女性はHbA1c（血糖値の指標）、LDLコレステロールが国・県よりも高い状況です。医療費は外来では筋骨格系・糖尿病・

高血圧・脂質異常症、入院では脳出血・心筋梗塞がやや高い状況です。健康課題は、データ分析によると特定健康診査を未

医薬品の利用促進を行っています。今後、広報の掲載など様々な方法で後発医薬品の利用促進を行います。

受診の人は、受診している人と比べ血圧のコントロールができていない人が多数と考えます。若い時から自らの健康状態を知り健康管理ができるようにすること。将来、脳出血や脳梗塞・心筋梗塞等の発症を抑えることができる可能性ががあります。

また「健康ポイント制の導入」については、総務省からの委託事業として、「ICT健康モデル(予防)」の確立に向けた地方型地域活性化モデル等に関する実証」実験が全国6市で実施されています。これは運動したり、健康診断を受けたたりすることで、ポイントを受け取り、商品券などに交換する制度で、「健康ポイント制の導入」を運動無関心層および運動不十分層に働きかけると、健康に関する行動変容を促すきっかけづくりの有効であると報告されています。

④川辺町においても医療費削減の方策を行っています。具体的には、国保加入時に後発医薬品(ジェネリック)の制度説明のパンフレットの配布や、年2回国保被保険者に対して現在使用している医薬品と後発医薬品の差額を記載した後発医薬品差額通知をするなど、後発

健康ポイント制の導入に向けて、関係部署・機関と連携を図りながら調査・研究を進めます。

問 川辺町第6期 介護保険事業 計画について

医療介護総合確保

推進法の影響は

平成26年6月医療介護総合確保法(確保法)が成立しました。この法律の柱の一つ「地域包括ケアシステム」の構築と介護保険に対する費用負担の「公平化」は、市町村の介護保険事業計画に影響を及ぼします。今回は、確保法の成立を受けて「第6期介護保険事業計画」について3点質問します。

①介護保険事業計画は毎年度予算の基本であるが、事業実施において歳入不足に陥った場合は、如何なる方法で対処されるのか。保険料の積算方法と次期計画にどのように反映されるのか伺います。

②第6期介護保険事業計画において、地域包括ケアシステムの構築が大きな眼目になっています。全庁的な課題と捉え、ま

ちづくりの一環として諸施策を推進していただきたいが、取り組み状況と推進のための課題、今後のスケジュールについて、お答え下さい。

③確保法の成立に伴い、介護保険法が改正され、要支援者に対する介護予防給付については、市町村が地域の実情に応じてサービスの提供ができる「地域支援事業」へ移行して行くよう制度の変更がありました。これを受け、第6期介護保険事業計画にも地域支援事業の推進が柱の一つとして掲げてあります。そこで、住民主体の受け皿は定まっているのか。どのような受け皿なのか。特にマンパワーが事業実施のための重要な課題と考えますが、人員の確保・人材の養成はどのように考えているかお答え下さい。

答 関係機関と連携し 地域包括ケアシステムの構築を進めます

【住民課対策監】

①介護保険事業計画は、3年を一区切りとして介護サービス利用実績をもとに、高齢化率や認定率、今後のサービス利用意向等を考慮して、介護サービス総給付費を推計し第1号被保険者の保険料を推計しています。

介護保険事業を運営する中で、歳入不足に陥った場合は、町の介護給付費準備基金で対応し、基金を取崩してもなお、不足が見込まれる場合には、岐阜県が設置する財政安定化基金から、交付又は貸付を受けることができ

ます。交付は、保険料収納率低下による財源不足分について、計画最終年度の3年目に受けられます。また貸付は年度を単位とした保険料収納率低下と介護給付費増による財源不足の場合について受けることができる制度で、貸付を受けた場合は、次期事業計画期間の3年間で償還します。

平成27年度収支見込については、介護給付費でも下回って推移し、4千3百万円の減額が見込まれます。国費・県費・支払基金交付金・一般会計繰入金については、年度毎の事業につき、翌年度に不足分や余剰分の精算をします。第1号被保



険者の保険料も年度毎に
精算を行い、余剰がある
場合には準備基金に積み
立てします。

また、この第1号被保
険者の保険料は、計画期
間である3年間の収支の
見通しで算定されていま
す。そのため、この計画
の3年めである次期計画
策定時には、3年間の高
齢化率や要介護認定率・
介護給付費等の推計から
収支見込・準備基金残高
を精査して、次期計画策
定の保険料改定に反映さ
せます。

②③地域包括ケアシステ
ムとは、高齢者ができる
限り住み慣れた自宅や地
域で暮らし続けながら、
必要に応じて医療や介護
等のサービスを使い、最
期を迎えられるような体
制づくりです。重点的に
取り組むものとしては、3
点ございます。

1 「保健・予防」
住み慣れた地域で元氣
に暮らしていくためには、
健康で生きがいがあるこ

とが重要です。そのため
に、保健センターで実施
している長寿健康診査及
び結果に基づく保健指導
を継続します。また住民
主体で参加しやすい介護
予防活動で行われている
サロンに対して、転倒予
防や認知症の予防のため
教室を実施しています。

そのほか、認知症への適
切なケアを行うことと、
認知症に対する正しい理
解を深め、認知症高齢者
を地域で支えあう仕組み
づくりのために、従来か
ら実施していた認知症サ
ポーターの育成に加えて
来年度には、認知症地域
支援推進員の育成も行い
ます。

2 「生活支援・福祉サー
ビス」
高齢者を支援するため
には、行政を中心とした
公的サービスだけでは困
難です。地域における高
齢者の多様な生活ニーズ
に応えるために、既存の
介護事業所によるサービ
スに加えて、NPO・民

間企業・ボランティア等、
地域の多様な主体が協働
しながら、地域全体で支
えあう「互助」の体制づ
くりが重要となります。

要支援者に対する介護
予防訪問介護や介護予防
通所介護については、要
支援の方が要介護状態に
ならないようにするため
にも、現状と同等のサー
ビス内容で、平成29年4
月には移行できるように、
準備を進めていきます。

3 「医療・看護」
医療と介護の両方を必
要とする高齢者が住み慣
れた地域で自分らしい暮
らしを続けられるように、
地域において医療と介護
関係機関が連携すること
により、包括的かつ継続
的に生活することができ
ます。現在、在宅医療に
関係する多職種に対して、
加茂医師会が実施主体と
なり、本人と家族・医療
関係者・介護関係者が情
報共有でき、円滑に連絡
ができるよう、連携ノー
ト通称「かも丸ノート」

を作成し活用しています。
主治医がケアマネジャ
ーの相談対応をするため
に、可能な時間を持って
いただくという「ケアマ
ネタイム」を実施し、ケ
アマネジャーとの連携を
取りやすい環境を設定し
ています。また、在宅ケ
アを実施している医療職
と介護職との資質の向上
を目的に、加茂医師会主
催や当町と美濃加茂市の
共催による研修会を開催
しています。

住み慣れた地域で生活を
送る高齢者の多様なニ
ーズに応えられる仕組みを
つくるためには、「自助」
を基本としつつ、多様な
主体と町が協働しながら
地域全体を支えあう「互
助」の体制づくりが非常
に重要であり、今後の課
題だと考えています。

これからも、関係機関
と連携を取りながら、地
域包括ケアシステムの構
築を進めていきます。

櫻井 芳男議員

問 生活困窮者自
立支援事業に
ついて

具体的な事業概要は、
平成27年4月1日施行
の生活困窮者自立支援法
についてお尋ねします。
当該法律の施行から約1
年経とうとしています。現
状を具体的に説明願いま
す。相談窓口はどこか、
実施機関はどこが行って
いるのか。

また財源はどのように
なっているのか等具体的
に説明下さい。そして、
川辺町としてどのような
関わりを持ち、当該施策
の最終責任者は誰なのか
説明下さい。

答 早期に対応し、
自立できるよ
う支援して行きます

【住民課対策監】

生活困窮者自立支援法
は、生活困窮者に対し、
生活保護に至る前の段階
での自立を支援すること
を目的に、自立支援事業
の実施・住居確保給付金
の支給などの支援を行う
よう定めています。昨年
4月からは「自立相談支
援事業」を実施していま
す。

この事業は、福祉事務
所設置自治体が実施する
となっておりますが、当町
は、福祉事務所未設置自
治体のため、可茂県事務
所福祉課が実施主体とな
り、県から受託した(社)
岐阜県社会福祉協議会岐
阜県生活支援・相談セン
ターが、可茂総合庁舎内
に中濃・飛騨支所を設置
し相談窓口となっていま
す。その相談窓口では、
支援相談員と就労支援相
談員2名で対応していま



す。

管内の8箇町村に、生活困窮者支援調整会議を設置しています。

この調整会議は、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援体制を構築することを目的としています。事業は、県主体で町の予算はありません。最終責任は、実施主体である岐阜県となります。

事業の対象者は、①家計収支のバランスが崩れている ②返済・納税・償還など約束の不履行が何度もある ③就労するも長続きせず、短期間で何度も離職・就職を繰り返している ④地域から孤立している ⑤日常生活で生きづらさを抱えているなど日常生活・社会生活・就労において何らかの支援を必要とする方です。

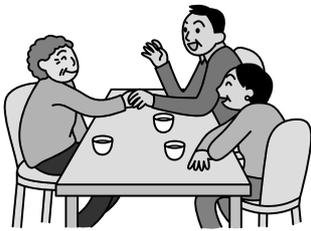
支援の流れは、役場住民課福祉窓口や町社会福

祉協議会を窓口として、まず相談者からの困り事等の話を伺います。相談者の課題を整理し、対象者と判断した場合は、生活支援・相談支援センターの支援相談員に相談内容の情報提供を行い、町の担当職員等が相談の場に同席します。その後は、相談者と相談支援員がこれからの生活について考え、自立に向けた支援プランを立ててサービス提供をします。そして、支援が始まってからは、概ね月1回生活困窮者支援調整会議に住民課福祉担当・町社会福祉協議会や庁内関係課職員等が出席し、支援プランの共有やその支援プランの適切性の協議を行います。また随時地域の担当民生委員との連絡調整も行います。困り事が解決されると支援は終了となりますが、安定した生活維持の可否を確認するため必要に応じて、相談支援員がフォローアップをします。町

の現状は、制度開始から現在までに7ケースに対して、生活支援・相談支援センターに相談内容の情報提供を行い、支援が受けられるようにしています。

3月1日現在7ケースの内1ケースの支援は、終了しています。また、生活困窮者支援調整会議は8回実施しています。

今後も、最初の相談窓口である住民課福祉担当は、関係機関との連携を取りながら、生活保護に至る前に対応し、生活困窮者が自立できるよう支援して行きたいと考えています。



岩田 龍典議員

問 ダム湖周辺遊歩道の樹木について

高木を中高木に、ダム湖周辺の遊歩道は、散歩・ジョギングコースとして、広く町民に利用されています。

最近、ダム湖左岸側の雑木が伐採・処理され対岸からの眺めがとてよくなりました。追って右岸側の雑木処理も期待しています。

遊歩道には、高木が植えられています。この高木の剪定時期は、年によつてまちまちに行われており、今冬は1月中旬に行われました。

しかし、昨年には、大量の落ち葉が発生し、落ち葉の集積処理が行われたが、落ち葉の前に剪定していたら無駄な経費は要しなかったと考えます。

高木が植えられた趣旨

は、解かりませんが、夏の花火には邪魔であること、丸坊主に剪定された樹木には冬の景色に何の風情もありません。そこで、これら高木をツバキ・モクレン・サザンカなどの中高木に植え替えたら如何でしょうか。中低木であれば、維持管理も容易と考えます。

山川橋が架けられる以前には対岸との交通手段として渡し船が運航され、船着き場には椿が多く植えられていたのか「椿の渡し」と言われており、子供の頃には竹藪のところどころに赤い椿の花が咲いていたの思い出します。

執行部の考えをお尋ねします。



遊歩道の樹木

【基盤整備課長】湖岸線に植栽された高木は大部分が落葉樹であり、剪定は原則的に樹木が落葉し、休眠期となる冬季に行っています。この時期に行うのは樹木への負担が少ないことが理由ですが、葉を落とした後のため枝ぶりが見やすく樹形を整えやすいという利点もあります。一方、夏季に剪定を行うと多くの水を吸い上げている時期であり、また幹に直接強い光が当たるようになるため樹木が弱ることから、剪定は控えられています。湖岸線の樹木は、湖岸線が整備された際に、春の新緑、夏の木陰、秋の紅葉、冬の日当たり、そして街路樹としての適正などを考慮し、四季折々の風情を楽しむことのできる樹種が植栽されています。

答 今後、植栽の際に検討して行きたい

高木の剪定費用は太さにもよりますが1本あたり3〜7千円程度、樹高1〜2mの中低木の剪定は1本あたり1〜2千円程度と数倍の差があります。一方、高木を撤去・処分を行い、低木を植樹した場合の費用は、1本当たり3〜4万円ほどの費用が発生すると見込まれますので、樹木更新も慎重に行う必要があります。

今後、樹形がさらに大きくなり、通行や景観、管理に支障を来たすようであれば間引きや低木に切り替えることも考えなければなりません。ご提案のツバキ・モクレン・サザンカも生長しますと5〜8mほどの高木になりますので、植栽する場所を選ばなくてはなりません。「椿の渡し」の歴史を振り返るのに良いアイデアかと存じますので、今後の植樹の際には検討させていただきますと思います。

問 川辺町の少子化対策推進について

事業の拡大を

国の少子化対策で言う目標の合計特殊出生率1.8人は全国平均なので、地方が施策の受け皿となれるチャンスです。川辺町は地理的に災害が少なく自然環境も良いことや、名古屋を始め可児市や美濃加茂市にも近い事等から、岡山県奈義町の事例(2.8人)の様に出ると思います。

川辺町の人口ビジョンでは施策・対策等が不足です。主要な施策・対策は、思い切った補助金・補助事業を拡大する事が必要です。それをやるかやらないかの決断だけだと思いますが、考えを伺います。

答 少子化対策に力を入れて行きたい

住民課長

川辺町の直近5年の平均出生数は、約82人で、出生数は徐々に減っています。

川辺町の少子化対策は、第5次総合計画で子どもを安心して生み育てやすい環境をめざし、出産と育児の奨励として出産育児奨励金制度を、子育ての経済的負担の軽減を図るため医療費助成を、子育て支援策として「子ども子育て支援事業計画」の推進や保育における教育の充実を主要施策とし、親子教室の充実や一貫した発達支援、保育環境や相談窓口の充実、家庭・地域における教育支援、ひとり親家庭への支援に取り組んでいます。

川辺町人口ビジョンと一緒に策定した「川辺町総合戦略」では、「子育てクルー川辺」として、

子ども・親・地域のつながりや交流がある。自然を生かしたスポーツや活動を通じて健康な子どもが育つ。子育て世代が経済的に安定し、安心して生活できることを、将来にわたって取り組むべき基本的方向として、知恵・交流できる力・体力・健康に育つよう「子どもの未来・夢かわべ・プロジェクト」「子育て・親育て・まち育てプロジェクト」を進めるよう計画しています。具体的には、就学前教育カリキュラムの策定や、放課後子ども教室の実施、カヌー・ボートなどの体験プログラム、放課後児童クラブの一層の充実を進めます。

未就学児の知育・体力活動の推進、保育士等の資質向上、子育て相談の充実、親子教室の充実も進めます。保健関係では、中学生を対象に母性・父性の涵養のため「赤ちゃんふれあい体験」事業を始め、

特定不妊治療費助成事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業などを実施しており、出生後は、訪問指導、健診・相談でのきめ細やかな関わりを持ち、2人目3人目の子どもを持ちたいと思っただけのように、子育て支援を行っています。



川辺町総合戦略

ご紹介のありました岡山県奈義町の事例も参考にしながら、川辺町で可能な少子化対策に力を入れて行きます。

問 高齢者の社会参加と一生涯で働ける町づくりについて

取り組みの強化を

国民年金受給だけの人が多くなり、苦しい生活を余儀なくされています。一方、生活支援を受けなければならぬ人の包括ケアシステムを実施するためには、労働力が不足するので高齢者の社会参加の必要が増しています。川辺町では60才から79歳まで2千800人程いますが、シルバー人材センター登録者は僅か38名です。働ける能力のある人には働いていただける環境を作る事が重要です。健康な高齢者が社会参加する事で健康寿命を確保し、仕事をして月に数万円でも収入が入る様になれば、新しい楽しみ方が出来ると考えます。一生現役で働ける町作りについて、取り組みの強化をしてはどうか。考えを伺います。

答 企業・関係機関と連携し解決策を見いだしたい

【産業環境課長】

国では平成25年の「高齢者雇用安定法」の改正により、企業に対して継続的に勤務することを希望する社員を65才まで雇用するための「高齢者雇用確保措置」導入の義務づけをしました。高齢者の継続雇用に際しては、国において企業に対する助成制度も設けており、高齢者の雇用安定を図るよう進めています。

今後ますます高齢化が進む状況の中で、年金財源の逼迫による支給年齢の引き上げや支給金額の調整などが現実問題となり、年金問題の是正、少子化による労働力不足もあって、国は女性・高齢者の就労・社会参加のあり方が重要として検討を始めています。

本町の状況は、高齢者

が働く場として、川辺町シルバー人材センターがあります。高齢者福祉の向上と健康の維持増進が目的の一つとして設立されました。仕事は、除草や剪定作業、施設清掃などが主なもので、38名の会員の殆どが70代前半の方となっております。

今後、シルバー人材センターを高齢者の社会参加・就労の重要な場所として、色々な仕事ができるような団体として改善していくことや、多くの仕事に依頼されるよう町もPRに協力するなど、団体と相談しながら充実を図っていく必要があると考えています。

また「農業指導者の派遣事業」も今後の高齢者の社会参加・就労に繋がることを期待する事業の一つと考えています。

加えて、雇用を促進するための事業の制度化を検討しています。内容は、町内の企業や事業所が町内居住者を雇出した場合

に企業・事業所に対して一定の金額を助成する制度で、高齢者の活用には少なからず貢献できるのではないかと考えています。

介護の資格取得に関しては、美濃加茂市との定住自立圏共生ビジョンの中で、福祉サービス従事者等スキルアップ支援事業として、福祉資格取得費用の一部助成を平成24～26年度まで実施し、講習を行っていました。就職には結びつけることができませんでしたが、

高齢者の就労・社会参加については、現時点では画期的な解決策を見いだすことができませんがこの課題は、役場だけでなく本人の意欲は基より、企業、関係機関との連携とご理解、ご協力がなければ成立するものではないと考えます。

平岡 正男議員

問 川辺町が目指す総合戦略における人口ビジョンと交通手段について

公共交通の充実を

町長の目指している住宅誘致、人口増加政策には、公共交通の整備・道路網の整備は避けて通れない重要な問題であるという認識に立っていただきたい。近隣の各市町村では住民のための「交通機関の確保」に積極的に取り組まれています。

川辺町においても「川辺町に住んで良かった」「高齢者に優しい」「子育て世代に優しい」と言

われる行政の在り方が求められていると思います。本町でも他の市町との連携などを含め町民が「真」に町内定住し、人口増につなげる政策、今後町長の目指す住宅政策・人口ビジョンについて考えを伺います。

答 人口減少抑止策を図って行きたい

【企画まちづくり課長】

まち・ひと・しごと創生法に基づく、川辺町人口ビジョン・総合戦略の策定にあたり実施したアンケート結果については、公共交通の利便性向上は重視すべき施策と改めて認識したところでです。

川辺町の道路網・公共交通の現状を見ますと、道路網では、美濃加茂バイパス・248バイパスの完成により名古屋、岐阜・関方面へのアクセスは非常に良くなり、本年3月26日には坂祝バイパスが完成予定で、更に利便性・安全性が向上していくこととなります。

また長年の念願であった、通勤・通学の要衝である国道418号関街道踏切の拡幅改良も決定し、平成28年度末には歩道付きの2車線化の予定となっています。

公共交通では、JR高山本線及び町内を巡回している福祉バスがあり、高山本線は岐阜方面、高山方面に約1時間毎に各1本が運行されています。乗降客数は近年の少子高齢化・人口減少・モータリゼーションの進展により減少してきており、高山線強化促進同盟会を通じての本数増加の要望も困難な状況にあります。

福祉バスは、社会福祉協議会に運行委託されていますが、南・北ルートそれぞれ月曜日から土曜日まで、4本運行されている他、学童保育運行・公共行事の際には団体運行バスとして26年度実績では、約2万1千人の方が利用されています。

公共交通については、定住自立圏内の市町村でも大きな課題であり、平成25～26年度には共生ビジョン事業でアンケート調査・検証を実施しています。川辺町の調査結果では、外出の目的地の問

考えています。

いに對しては、約7割の方が川辺町・美濃加茂市となつています。また、バスや鉄道で行きたい施設では、木沢記念病院・アピタ美濃加茂店・美濃太田駅の順であり、定住自立圏内のアンケート結果と同様でした。これを受け本年度、美濃加茂市では、市内の公共交通のネットワークや定住自立圏内の中心市としての役割をもった地域公共交通網計画を策定しました。

基本方針の一つとして美濃太田駅の交通拠点機能の強化を支援する公共交通軸を形成するとしています。

本町では、アンケート結果や広域での移動を勘案し、平成28年度中には、福祉バスの運行ルートを変更できるよう関係機関と協議を進めています。具体的にはJR高山本線の運行時刻を考慮した上で、中川辺駅にバス停を設け、住民のニーズに応えた公共交通としたいと

飛騨川や自然豊かな里山の自然を守り、それを活用した町の発信やにぎわいを創る、国道41号を中心とした幹線道路の整備による物流・生活の利便性の向上、JR高山本線を活用した広域での移動は、歴史を振り返って

も重要なことであり、これからも軸としていかなければと考えています。この度、策定した総合戦略では、5つの基本目標を立て、それぞれ事業を展開し、人口の自然減対策・社会減対策に対応したいと考えています。なお出産育児奨励・不妊治療助成事業の拡充・空き家バンクの構築など、その施策の一部を平成28年度当初予算に計上し、特に住宅施策については、除外申請の受付回数を年2回とし、住宅建築の迅速化を図っていききたいと考えています。

議会日誌

28年2月～28年4月

2月

- 5日・可茂町村議会正副議長研修会
- 9日・議会運営委員会
- ・第1回臨時会
- ・議会行政連絡会議
- ・政務研究会
- 17日・学校給食運営委員会
- 18日・中濃地域農業共済事務組合議会定例会
- 23日・ポータルアカデミー設立総会
- 29日・議会運営委員会

3月

- 1日・川辺町連合福寿会研修大会
- 2日・可茂地域広域事務組合議会定例会
- 7日・中学校卒業式
- 8日・定例会(初日)
- ・総務委員会
- 9日・総務委員会
- 10日・総務委員会
- 11日・総務委員会
- 14日・総務委員会
- 18日・定例会(最終日)
- 22日・生活安全推進協議会

4月

- 24日・各小学校卒業式
- ・区長会
- 26日・保育所卒園式
- 29日・可茂地域行政懇談会
- 3日・消防入退団式
- 5日・保育所入園式
- 6日・区長会
- 7日・小中学校入学式
- 11日・議会報編集委員会
- 17日・加茂郡消防幹部ラッパ講習会
- 18日・中濃地域農業共済事務組合議会臨時会
- 22日・議会報編集委員会
- 23日・加茂地区交通安全協会川辺支部役員総会
- ・文化協会代表者総会

自治功労者表彰



桜井真茂議長が15年以上の長きにわたり議会議員として、地域の振興発展に貢献されたことが認められ全国町村議会議長会自治功労者表彰を受賞されました。

編集後記

3月は卒業、4月には入学・就職といった新生活スタートの時を迎えます。この人生の節目の場面にはいつも桜があり、そして桜吹雪と共に散り、町を囲む山々は緑なしていきます。清流飛騨川沿いの愛する人の住むこの美しい町：「川辺」この町には輝かしい未来があるはずですが、しかし多くの問題を抱え、それを一つ一つ解決してゆくの、町民の協力・努力であり、町政・議会だと思えます。議会は町民を守ることの重責を担っています。政治のスタートは信頼であるはずですが、「信頼」の二文字、町民に頼られる議会になれるよう努めてまいります。皆様方のお声をお聞かせ下さい。決しておろそかにすることはありません。